

広島港宇品旅客ターミナルへの広告付行政情報表示機(デジタルサイネージ)設置等事業 事業者選定基準

項目・審査の観点		配点
1 基本方針		
	基本方針が事業の目的に合致しているか	5
小 計		5

2 事業内容		
(1) 行政情報の配信等		
ア	全体稼働時間に対する行政情報配信時間の割合及び番組構成が適切か	10
イ	行政情報コンテンツを効果的にデザインすることが可能か	15
ウ	本市が提供する情報を元に、多くのコンテンツを作成し、速やかに配信することが可能か	10
(2) 広告の掲出		
ア	広告主が確保できるか	5
イ	広告内容等に対する考え方が、公序良俗等に配慮したものとなっているか	10
ウ	広告審査の体制が整っているか	5
エ	広告に対して苦情等が寄せられた場合に、適切な対応が可能か	5
(3) 設置機材		
ア	機材の仕様が事業を円滑に運用できる性能や外観を有しているか	5
イ	募集要領で示した場所に安全かつ景観に配慮して設置することが可能か	10
ウ	配信データの更新が容易で、セキュリティ対策が十分にとられているか	5
小 計		80

3 実施能力		
(1)	事業内容を確実に遂行できる体制となっているか	10
(2)	保守管理の体制が整っているか	10
(3)	実現可能なスケジュールとなっているか	5
(4)	類似事業の実績があるか	10
小 計		35

4 創意工夫等		
	ターミナル利用者の利便性向上や広島港周辺地区のにぎわい創出のため、創意工夫が見られる提案か	20
小 計		20

合 計		140
-----	--	-----